

別紙 1

仕 様 書

- 1 業 務 名 水質管理センター局所排気装置定期点検業務
- 2 委託期間 契約日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- 3 業務場所 下関市上下水道局水質管理センター（下関市長府満珠町 33 番 35 号）
- 4 対象機器 対象機器は、次のとおりとする。

	機器①	機器②	機器③
製 造 者	株式会社ダルトン		
型 式	DFV-11CM-72AL1	DFV-11CM-27ART	DFV-11CM-27ART
設 置 場 所	VOC前処理室	溶媒抽出室	溶媒抽出室
設 置 台 数	1台	1台	1台

5 業務内容

(1) 機器①及び機器②について

受託者（以下「乙」という。）は、前項に掲げる対象機器のうち機器①及び機器②について、必要な性能を維持するため、次の各号の点検等を実施すること。

ア 各機器の横置型活性炭ユニット内活性炭カートリッジに充填されている活性炭及びプレフィルターを新しいものに交換すること。

イ 使用済みの活性炭及びプレフィルターの引取りを実施すること。

ウ 活性炭ユニット内の清掃を実施すること。

エ 排気ファンの点検を実施すること。

オ そのほか、外観目視点検、電気点検、風速測定等を実施すること。

(2) 機器③について

乙は、前項に掲げる対象機器のうち機器③について、必要な性能を維持するため、次の各号の点検等を実施する。

ア 機器の横置型活性炭ユニット内活性炭カートリッジに充填されている

活性炭及びプレフィルターを交換すること。

イ 使用済みの活性炭及びプレフィルターの引取りを実施すること。

6 提出書類

業務終了後速やかに次の書類を発注者（以下「甲」という。）に提出すること。

ア 点検報告書

イ 新たに充填する活性炭の試験結果証明書

7 注意事項

- (1) 点検の実施日時は、下関市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）に規定する市の休日を除いた日の午前 9 時から午後 5 時までの間とし、甲の担当職員との協議の上、決定すること。
- (2) 活性炭交換作業前後において、横置型活性炭ユニットの差圧を確認すること。
- (3) 本業務で発生する廃棄物は適正に処分又はリサイクルすること。
- (4) 点検の結果、修繕等が必要な場合は甲の担当職員へ内容を説明すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。